

那 霸 市 公 報

第 1 8 4 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 805

◇ 告 示 ◇

- 地籍調査の実施について（技術総務課）…………… 814

- 市道路線の地番訂正及び区域決定に関する告示（道路管理課）…………… 815

- 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）（財政課）…………… 818

- 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）（財政課）…………… 822

- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 823

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
…………… 824

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 825

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 826

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 827

◇ 公 告 ◇

- 市有地売却に係る制限付一般競争入札について（市営住宅課）…………… 828
- 令和 4 年度（2022年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書の公表について（法制契約課）…………… 831

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 835

◇ 監査委員公表 ◇

- 令和 5 年度行政監査の結果について（公表）…………… 836

条 例

那覇市条例第25号
令和5年6月30日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 [略]</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたとき</p>

告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの

は、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(種別割の税率)

第82条 [略]

(1) [略]

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの

の)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) [略]

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

の)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) [略]

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

<p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～26 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 [略]</p>	<p><u>ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証を提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～26 [略]</p> <p><u>27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 [略]</p>
---	---

2～10 [略]

11～12 [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 [略]

2 [略]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と

2～10 [略]

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12～13 [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 [略]

2 [略]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と

する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

<p>3 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>3 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条及び第90条第2項の改正規定 令和5年7月1日
- (2) 付則第11条の2第4項及び第12条の2第3項の改正規定並びに付則第3条第1項(改正後那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第12条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき那覇市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与について同項の規定により提出する申告書に

ついて適用し、同日前に支払を受けるべき同項に規定する給与について同項の規定により提出する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条及び付則第12条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第11条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 160 号
令和 5 年 6 月 27 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 知念 覚

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 1 事業計画が告示された年月日 | 令和5年6月27日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 調 査 地 域 | 那覇市
(古波蔵3丁目の一部並びに
西3丁目及び港町4丁目) |
| 4 調 査 期 間 | 令和5年6月27日から
令和6年3月31日まで |

那覇市告示第 161 号
令和 5 年 6 月 27 日
掲 示 済

市道路線の地番訂正及び区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第8条第1項の規定に基づき市道に認定された路線について、次のように訂正する。

また、道路法（昭和27年法第180号）第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 地番訂正する路線

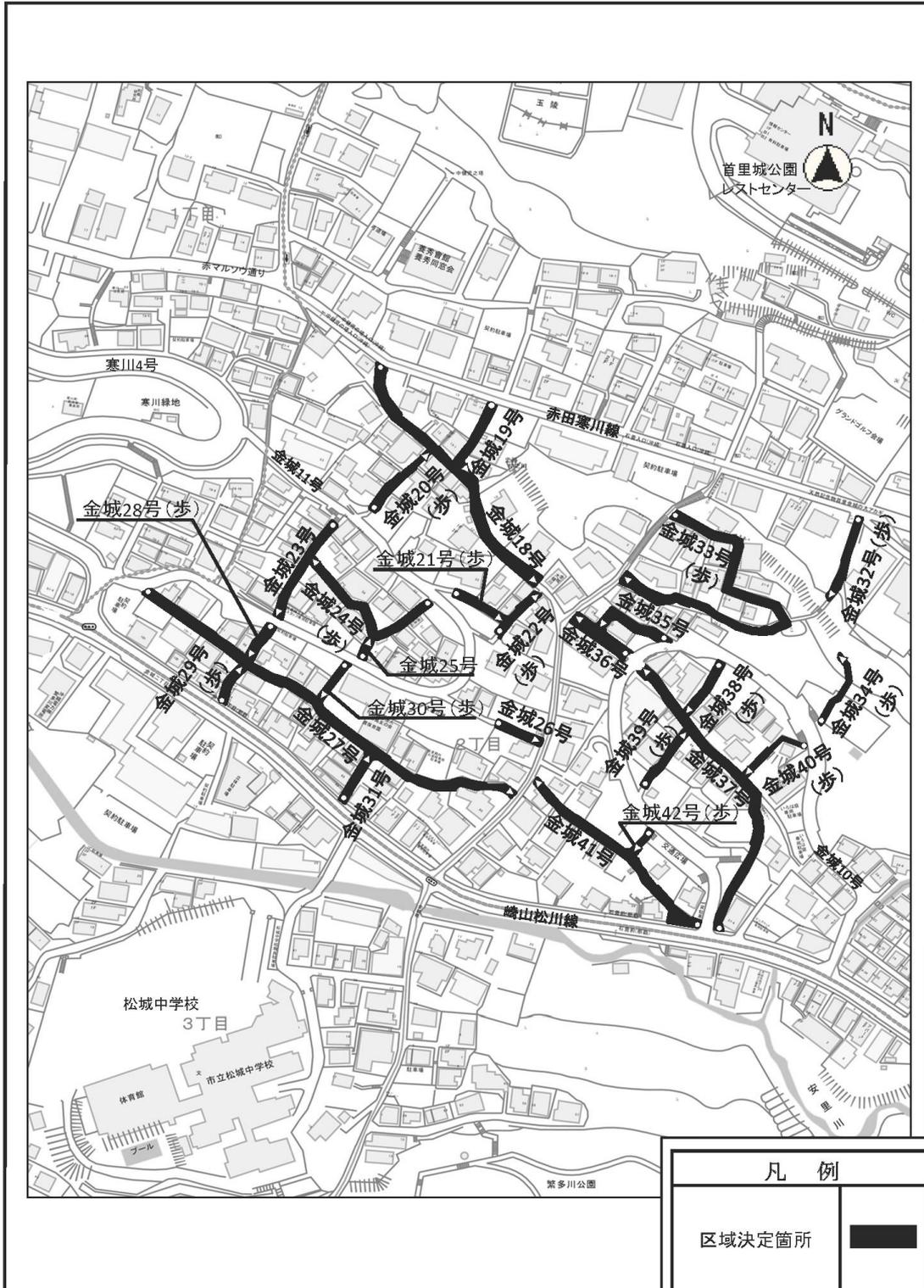
整理番号	路線名	起 点 終 点		備 考
2103	金城 41 号	新	首里金城町 3 丁目 73- 2 ～首里金城町 3 丁目 65- 1	
		旧	首里金城町 3 丁目 72- 4 ～首里金城町 3 丁目 65- 1	

2. 区域決定する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
2080	金城18号	首里金城町 2 丁目 17 ～首里金城町 2 丁目 8	159.2	4.7	
2081	金城19号	首里金城町 2 丁目 3 ～首里金城町 2 丁目 12	47.3	4.7	
2082	金城20号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 24 ～首里金城町 2 丁目 26	47.3	4.0	
2083	金城21号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 33 ～首里金城町 2 丁目 34- 2	31.8	4.0	
2084	金城22号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 41 ～首里金城町 2 丁目 34- 2	35.2	4.0	
2085	金城23号	首里金城町 2 丁目 54 ～首里金城町 2 丁目 67	62.6	4.0	

2086	金城24号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 51 ～首里金城町 2 丁目 59	95.0	4.0	
2087	金城25号	首里金城町 2 丁目 65 ～首里金城町 2 丁目 58	12.2	4.0	
2088	金城26号	首里金城町 2 丁目 38 ～首里金城町 2 丁目 39	27.6	4.0	
2089	金城27号	首里金城町 2 丁目 99 ～首里金城町 2 丁目 75	239.9	4.7	
2090	金城28号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 67- 2 ～首里金城町 2 丁目 68	21.3	4.0	
2091	金城29号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 100 ～首里金城町 2 丁目 95	24.8	4.0	
2092	金城30号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 71 ～首里金城町 2 丁目 70	22.8	4.0	
2093	金城31号	首里金城町 2 丁目 89 ～首里金城町 2 丁目 87	32.5	4.0	
2094	金城32号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5- 1 ～首里金城町 3 丁目 4	56.0	4.0	
2095	金城33号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 1- 4 ～首里金城町 3 丁目 24- 4	205.9	3.5 ～5.0	
2096	金城34号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 30- 3 ～首里金城町 3 丁目 16- 1	47.3	2.0	
2097	金城35号	首里金城町 3 丁目 25- 3 ～首里金城町 3 丁目 24- 2	44.7	3.5 ～5.0	
2098	金城36号	首里金城町 3 丁目 48 ～首里金城町 3 丁目 24	32.6	4.7	
2099	金城37号	首里金城町 3 丁目 57- 3 ～首里金城町 3 丁目 47	184.3	4.7	
2100	金城38号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 29 ～首里金城町 3 丁目 28	33.8	4.0	
2101	金城39号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 51- 3 ～首里金城町 3 丁目 45- 2	39.7	4.0	
2102	金城40号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 17- 3 ～首里金城町 3 丁目 32	38.9	2.0 ～4.0	
2103	金城41号	首里金城町 3 丁目 73- 2 ～首里金城町 3 丁目 65- 1	123.7	4.7	
2104	金城42号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 56 ～首里金城町 3 丁目 58	16.9	4.0	

市道路線の区域決定位置図(参考図)



那覇市告示第 192 号
令和 5 年 7 月 18 日

令和 5 年 (2023 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 113, 784 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 172, 959, 302 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		48, 693, 236	778, 299	49, 471, 535
	2 国庫補助金	8, 449, 333	773, 299	9, 222, 632
	3 委託金	96, 774	5, 000	101, 774
16 県支出金		18, 796, 965	△77, 208	18, 719, 757
	2 県補助金	8, 826, 726	△77, 329	8, 749, 397
	3 委託金	498, 869	121	498, 990
17 財産収入		1, 005, 352	△22, 310	983, 042

	1 財産運用収入	507,776	△22,310	485,466
19 繰入金		4,196,784	655,885	4,852,669
	2 基金繰入金	4,192,359	655,885	4,848,244
21 諸収入		1,618,892	12,418	1,631,310
	4 受託事業収入	56,742	12,370	69,112
	5 雑入	1,346,196	48	1,346,244
22 市債		18,038,624	△233,300	17,805,324
	1 市債	18,038,624	△233,300	17,805,324
歳 入 合 計		171,845,518	1,113,784	172,959,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,407,029	7,662	10,414,691
	1 総務管理費	8,117,105	7,541	8,124,646
	5 統計調査費	41,745	121	41,866
3 民生費		91,688,768	539,495	92,228,263
	1 社会福祉費	33,304,991	510,417	33,815,408
	2 児童福祉費	32,095,757	17,074	32,112,831
	3 生活保護費	26,288,019	12,004	26,300,023
4 衛生費		19,889,178	15,135	19,904,313
	1 保健衛生費	16,060,540	15,135	16,075,675
6 農林水産業費		1,069,830	△330,726	739,104
	3 水産業費	973,772	△330,726	643,046
7 商工費		1,374,487	83,951	1,458,438
	1 商工費	1,374,487	83,951	1,458,438
8 土木費		13,211,247	65,980	13,277,227
	4 都市計画費	5,918,107	65,980	5,984,087
9 消防費		3,304,003	9,105	3,313,108
	1 消防費	3,304,003	9,105	3,313,108

10 教育費		17,267,494	712,995	17,980,489
	1 教育総務費	2,092,253	12,501	2,104,754
	2 小学校費	6,671,686	15,705	6,687,391
	3 中学校費	2,707,542	13,736	2,721,278
	4 社会教育費	1,744,114	△164	1,743,950
	5 保健体育費	4,051,899	671,217	4,723,116
13 諸支出金		42,857	10,187	53,044
	2 市たばこ税 県交付金	42,856	10,187	53,043
歳 出 合 計		171,845,518	1,113,784	172,959,302

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
防火・防災管理等講習会オンライン化事業 (予防課)	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	7,784
小禄南出張所消防通信ネットワーク整備事業 (指令情報課)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	792

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
5 農林水産事業	468,900	証書借入	年 5 % 以内 (た だし、利 率見直し	償還期間 は、据置期間 を含め 30 年以 内とする。	235,600	補正前に 同じ	

		<p>又は証券発行</p>	<p>方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>		
--	--	---------------	---	--	--	--

那覇市告示第 193 号

令和 5 年 7 月 18 日

令和 5 年 (2023 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 256,350 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,215,652 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		49,471,535	256,350	49,727,885
	2 国庫補助金	9,222,632	256,350	9,478,982
歳 入 合 計		172,959,302	256,350	173,215,652

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		92,228,263	256,350	92,484,613
	1 社会福祉費	33,815,408	256,350	34,071,758
歳 出 合 計		172,959,302	256,350	173,215,652

那覇市告示第 194 号
令和 5 年 7 月 18 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和5年6月28日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	廣中 浩平	脳神経外科	沖縄赤十字病院
2	浅田 宏史	内科	沖縄赤十字病院
3	照屋 宏充	内科	おもろまちメディカルセンター
4	田端 一彦	内科、循環器科	那覇市立病院

那覇市告示第 195 号
令和 5 年 7 月 18 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和5年7月1日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
結の星訪問看護ステーション 那覇市安謝1丁目10番2号	株式会社 Takumi コーポレーション 代表社員 小林 匠	育成医療・ 更生医療	令和5年 7月1日

那覇市告示第 196 号

令和 5 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
よぎ眼科	村田 勝一郎	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 11 年 5 月 31 日
那覇市樋川 1 丁目 1 1 番 1 9 号吉川アパート A 棟 302 号室		
訪問看護ステーションにこ	医療法人 愛和会	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日
那覇市おもろまち 3 丁目 6 番 3 号愛和ビル 3F		
訪問看護ステーションゆんたく	合同会社リューリキ	令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 11 年 5 月 31 日
那覇市銘苅一丁目 2 番 1 号 101		

那覇市告示第 197 号
令和 5 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
	アイン薬局 首里店	令和 5 年 5 月 1 日
開設者	株式会社 アインファーマシーズ 代表取締役 酒井 雅人 (株式会社 アインファーマシーズ 代表取締役 大石 美也)	

那覇市告示第 198 号
令和 5 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
大山 鈴江	あん摩マッサージ	令和5年5月31日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	
大山 鈴江	はり・きゅう	令和5年5月31日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2-32-20 ハイライズ成輝 703	
垣花 輝	柔道整復	令和5年2月1日
おなが那覇整骨院	那覇市仲井真 297-1	
仲村 龍二	柔道整復	令和5年5月1日
おなが那覇整骨院	那覇市仲井真 297-1	

公 告

那覇市公告第 206 号
令和 5 年 6 月 30 日
掲 示 済

市有地売却に係る制限付一般競争入札について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

入札に付する物件

- ①所在地番：那覇市首里石嶺町四丁目335番11
- ②地 目：宅地
- ③面 積：1,266.11㎡

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たもの。
- (2) 以下のいずれかに該当する者又は団体は入札に参加できない。^注

注：共同事業者に関しては、共同事業者の構成員であるすべての法人又は個人事業者の内、
1法人、1個人事業者でも該当すると応募できない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。
- イ 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ウ 市町村税、国保税等を滞納している者。
- エ 本活用用地を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者。（法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む）

3 売却要項の配布、応募及び入札申込受付期間に関する事項

- (1) 入札の実施は、応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たものに

対して行います。応募方法等については「石嶺市営住宅活用用地（第 4 期分）売却要項」（以下、売却要項）を参照ください。売却要項、応募書類等は、市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 応募書類受付期間

令和 5 年 6 月 30 日（金）～令和 5 年 9 月 8 日（金）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

(3) 入札参加申込書受付期間

令和 5 年 10 月 16 日（月）～令和 5 年 10 月 30 日（月）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

(4) 応募書類及び入札参加申込書の受付場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 8 階
那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画グループ

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時：令和 5 年 11 月 2 日（木）

午後 2 時 受付開始

午後 2 時 15 分 事前説明開始

午後 2 時 30 分 入札開始

(2) 場 所：那覇市役所本庁舎 8 階 801 会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金は現金による納付とします。ただし、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 8 条第 1 項に該当する場合は免除とします。

(2) 入札保証金の額は、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額とします。

(3) 入札保証金納付期間

令和 5 年 10 月 16 日（月）～令和 5 年 11 月 1 日（水）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

(4) 入札保証金納付書の申請・交付場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 8 階
那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画グループ

6 入札の無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一事項について 2 通以上した入札

(3) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしてなした入札

(4) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明かでない入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

7 予定価格

245,625,000円

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。

8 その他

その他詳細については、売却要項によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画グループ

電話：(代表) 098-862-0111 (内2292)

(直通) 098-951-3262

那覇市公告第 208 号
令和 5 年 6 月 30 日
掲 示 済

令和 4 年度（2022年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書の公表について

那覇市情報公開条例第26条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例第13条の規定に基づき、令和 4 年度（2022年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

※（別紙略）別紙は市政情報センターで閲覧できます。

那覇市情報公開及び那覇市個人情報保護制度

運用状況報告書

令和 4 年度 (2022 年度)

那 覇 市 総 務 部 法 制 契 約 課

市 政 情 報 セ ン タ ー

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度の目的	1
2 情報公開制度の運用状況	2
(表1) 公文書公開請求の処理状況内訳	
(表2) 非公開、部分公開の理由内訳	
(表3) 実施機関別処理状況	3
(1) 公文書公開請求の内容	
① 市政情報センター受付分	4
② 生活衛生課受付分	70
③ 上下水道局受付分	74
④ 市立病院受付分	79
(2) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、 那覇市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	80
(3) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿	
(4) 那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	81

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的	82
2 個人情報保護制度の運用状況	83
(表1) 個人情報開示等請求の処理状況内訳	
(表2) 開示請求に対する一部承諾、拒否の理由内訳	
(表3) 実施機関別処理状況	84
(1) 個人情報開示等請求の内容	
① 市政情報センター受付分	85
② 生活衛生課受付分	96
③ 上下水道局受付分	97
④ 市立病院受付分	98
(2) 個人情報の目的外利用・外部提供の状況	
① 市政情報センター分	99
② 生活衛生課分	145
③ 上下水道局分	151
④ 市立病院分	155

Ⅲ 審議会の答申

- 1 那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について・・・159
- 2 特定個人情報保護評価書に係る意見聴取について・・・161
- 3 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則、
他1件の規則の改正について・・・163
- 4 那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の制定、
他1件の規則の改正について・・・165
- 5 那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について・・・167

Ⅳ 審査会の答申

- 1 「那覇市立学校職員ハラスメント苦情処理委員会の議事録に記録
された保有個人情報」に係る個人情報部分開示処分に対する
審査請求について・・・169
- 2 「苦情相談に係る元上司4名の事情聴取記録」の個人情報非開示
処分に対する審査請求について・・・174
- 3 「サービス管理責任者の届出、登録に関する書類一式」の公文書
部分公開決定に対する審査請求について・・・179
- 4 保有個人情報存否応答拒否処分に対する審査請求について・・・185

Ⅴ 会議公開制度

- 1 会議公開制度の目的・・・190
- 2 会議公開制度の運用状況
(表1) 会議の開催状況・・・191

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 10 号
令和 5 年 6 月 22 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 506 号
指定工事店名	株式会社 健総合
営業所所在地	南城市大里字稲嶺1827番地 2
代表者氏名	城間 健栄
有効期間	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 10 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 6 月 16 日
異動事由	営業所所在地の変更

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

令和 5 年 7 月 18 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 5 年度行政監査の結果について (公表)

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する

令和 5 年度 行政監査報告書

「準公金の管理及び事務について」

令和 5 年 7 月

那覇市監査委員

目 次

第 1 章 監査の概要

第 1	監査の種類	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の対象部署	1
第 6	監査の着眼点	1
第 7	監査の方法	2

第 2 章 監査の結果

第 1	調査票による事前調査	3
1	事前調査の方法	3
2	事前調査の結果	3
第 2	監査結果	8
1	監査の結果	8
2	指摘事項等	8
3	総括意見	12

注) 文中及び表中の金額等の構成比 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入している。
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 2 監査のテーマ

準公金の管理及び事務について

第 3 監査の目的

公金については、地方自治法及び那覇市会計規則に基づき会計管理者に管理されている。また、監査委員による財務監査及び例月現金出納検査の対象となっている。

一方で、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係において本市職員が取扱っている公金以外の現金、いわゆる準公金については、法令によりその管理方法に定めがない。また、本市においては、統一された取扱いが定められていない。

その準公金については、市の職員が取扱う現金等として適切な管理及び事務が求められるものである。そこで、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

第 4 監査の対象

準公金の管理及び事務

※本監査における準公金の定義は次のとおりとする。

公金（歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金）以外の現金で、市の職員が現金の出納及び保管を行っているもの。

第 5 監査の対象部署

令和 3 年度において準公金の取扱いがある部署

第 6 監査の着眼点

- 1 準公金を本市職員が取扱う根拠は明確にあるか
- 2 準公金の取扱いマニュアル等があるか
- 3 現金、通帳、印鑑等は適切に保管管理されているか
- 4 出納簿は作成されているか
- 5 入出金にあたり収入伝票及び支出伝票等が作成されているか
- 6 入出金あたって会計責任者による通帳等の確認が行われているか

- 7 証拠書類は適切に保管及び保存がされているか
- 8 団体等による監査は適切に行われているか
- 9 団体等による会計報告は適切に行われているか

第 7 監査の方法

監査をより効率的及び効果的に進めるために、全部局を対象として事前調査を実施した。その結果に基づき、選定した対象課に対して書面調査及び監査委員監査を実施した。

1 書面調査

(1) 書面調査の内容

準公金の管理及び事務の状況等を把握するため、調査票等により書面調査を行った。

(2) 書面調査の対象課

事前調査より選定した 7 部局 10 課

(3) 書面調査の期間

令和 5 年 4 月 7 日 (金) ~ 4 月 18 日 (火)

2 予備監査

(1) 予備監査の内容

書面調査による状況等の実態を把握するため、事務局職員において対象課へ出向き関係職員からの内容聴取及び通帳や銀行届出印などの保管状況の確認等の予備監査を行った。

(2) 予備監査の対象課

書面調査と同じく 7 部局 10 課

(3) 予備監査の期間

令和 5 年 5 月 9 日 (火) ~ 5 月 12 日 (金)

3 監査委員監査

(1) 監査委員監査の内容

予備調査による状況等の実態を把握するため、監査委員による対象課からのヒアリングを行った。

(2) 監査の対象課

書面調査と同じく 7 部局 10 課

(3) 監査委員監査の期間

令和 5 年 6 月 1 日 (木)、6 月 5 日 (月)

第 2 章 監査の結果

第 1 調査票による事前調査

1 事前調査の方法

準公金を取り扱っている所管課を把握するため、全部署へ「準公金に関する調査票」を送付し回答を求めた。

2 事前調査の結果

当該調査票の回答を集約した結果、令和 3 年度に準公金を取り扱っている所管課は次表のとおり 14 部局 24 課 58 団体等であり、当該調査票の回答を基に監査の結果を作成している。

準公金所管課一覧表

No	部署名	団体等名	監査対象部署	
1	総務部	平和交流・男女参画課	那覇市国際交流市民の会	
2		人事課	那覇市職員厚生会	
3	企画財務部	企画調整課	那覇市市制 100 周年記念事業実行委員会	
4	市民文化部	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会	○
5		市民生活安全課	那覇市民憲章推進協議会	
6		市民生活安全課	暴力団壊滅那覇市民対策会議	
7	経済観光部	商工農水課	那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	○
8		商工農水課	那覇農産物フェア一実行委員会	
9		観光課	読売巨人軍那覇協力会	○
10		観光課	那覇クルーズ促進連絡協議会	
11	環境部	環境政策課	那覇市地球温暖化対策協議会	
12	福祉部	福祉政策課	日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区	
13		保護管理課	那覇市退職職員等による緊急市民支援基金	○
14	健康部	保健総務課	那覇市献血推進協議会	
15		国民健康保険課	沖縄県都市国民健康保険研究協議会	
16	都市みらい部	公園管理課	沖縄県緑化推進委員会 那覇支部	○
17	消防局	総務課	沖縄県消防長会	○
18		予防課	那覇市女性防火クラブ	
19	生涯学習部	総務課	沖縄県市町村教育委員会連合会	
20		生涯学習課	那覇市青少年健全育成市民会議	○
21		市民スポーツ課	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会	○
22		施設課	沖縄地区防音事業連絡協議会	
23		中央公民館	那覇市中央公民館利用団体連絡協議会	
24		中央公民館	那覇地区公民館連絡協議会	

No	部署名	団体名	監査対象部署	
25	生涯学習部	中央公民館	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会	
26		中央公民館	那覇市小祿南公民館利用団体連絡会	
27		中央公民館	那覇市首里公民館利用団体連絡協議会	
28		中央公民館	那覇市石嶺公民館利用団体連絡会	
29	学校教育部	学校教育課	那覇市スクールゾーン連絡協議会	
30		学校給食課	城西小学校 (学校給食費)	
31		学校給食課	真嘉比小学校 (学校給食費)	
32		学校給食課	泊小学校 (学校給食費)	
33		学校給食課	松川小学校 (学校給食費)	
34		学校給食課	識名小学校 (学校給食費)	
35		学校給食課	壺屋小学校 (学校給食費)	
36		学校給食課	真和志小学校 (学校給食費)	
37		学校給食課	松島小学校 (学校給食費)	
38		学校給食課	金城小学校 (学校給食費)	○
39		学校給食課	曙小学校 (学校給食費)	
40		学校給食課	那覇小学校 (学校給食費)	
41		学校給食課	首里中学校 (学校給食費)	
42		学校給食課	神原学校給食センター (学校給食費)	
43		学校給食課	古蔵学校給食センター (学校給食費)	
44		学校給食課	上間学校給食センター (学校給食費)	
45		学校給食課	銘苅学校給食センター (学校給食費)	
46		学校給食課	安謝学校給食センター (学校給食費)	
47		学校給食課	大名学校給食センター (学校給食費)	
48		学校給食課	天久学校給食センター (学校給食費)	
49		学校給食課	鏡原学校給食センター (学校給食費)	
50		学校給食課	高良学校給食センター (学校給食費)	
51		学校給食課	首里学校給食センター (学校給食費)	
52		学校給食課	小祿学校給食センター (学校給食費)	○
53	学校給食課	真和志学校給食センター (学校給食費)		
54	上下水道局	総務課	公益社団法人日本水道協会沖縄県支部	
55		総務課	沖縄県下水道協会	
56	議会事務局	庶務課	沖縄県市議会議長会	
57	選挙管理委員	選挙管理委員会事務局	沖縄県市長村選挙管理委員会連合会	
58	会事務局	選挙管理委員会事務局	九州都市選挙管理委員会連合会	

(1) 団体等の令和 3 年度決算状況

ア 収入額

団体の令和 3 年度決算における収入額で、「1,000 万円以上」が 30 団体 (51.7%) で最も多く、次に「50 万円未満」が 11 団体 (19.0%)、「100 万円以上 500 万円未満」が 10 団体 (17.2%) となっており、この 3 区分で全体の 87.9%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円 以上	100 万円 以上	500 万円 以上	1,000 万円 以上	計
団体等数	11	4	10	3	30	58
構成比	19.0%	6.9%	17.2%	5.2%	51.7%	100.0%

イ 支出額

団体の令和 3 年度決算における支出額で、「1,000 万円以上」が 29 団体 (50.0%) で最も多く、次に「50 万円未満」が 18 団体 (31.0%)、となっており、この 2 区分で全体の 81.0%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円 以上	100 万円 以上	500 万円 以上	1,000 万円 以上	計
団体等数	18	1	9	1	29	58
構成比	31.0%	1.7%	15.5%	1.7%	50.0%	100.0%

(2) 準公金を取り扱う根拠について

本市が準公金を取り扱うことについて、58 団体 (100.0%) すべてに要綱、規約、会則等に記載するなどの根拠があった。

区分	有	無	計
団体等数	58	0	58
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(3) 準公金の取扱いマニュアルについて

個別に準公金の取扱いマニュアル (取扱要領、手順等) を作成している団体は、30 団体 (51.7%) で、ほぼ半数であった。

区分	有	無	計
団体等数	30	28	58
構成比	51.7%	48.3%	100.0%

(4) 通帳の管理状況

通帳は 58 団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 30 団体 (51.7%) で最も多く、次に金庫が 18 団体 (31.0%) となっており、この 2 区分で全体の 82.7%を占めている。鍵有の保管場所は 56 団体 (96.6%) で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	18	30	0	7	2	1	58
構成比	31.0%	51.7%	0.0%	12.1%	3.4%	1.7%	100.0%

(5) 銀行届出印の管理状況

銀行届出印は 58 団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 28 団体 (48.3%) で最も多く、次に金庫が 15 団体 (25.9%) となっており、この 2 区分で全体の 74.2% を占めている。鍵有の保管場所は 55 団体 (94.8%) で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	15	28	1	11	2	1	58
構成比	25.9%	48.3%	1.7%	19.0%	3.4%	1.7%	100.0%

(6) 現金の管理状況

現金は 45 団体が保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 22 団体 (48.9%) で最も多く、次に金庫が 19 団体 (42.2%) となっており、この 2 区分で全体の 91.1% を占めている。ほぼ金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	19	22	0	3	0	1	45
構成比	42.2%	48.9%	0.0%	6.7%	0.0%	2.2%	100.0%

(7) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは 7 団体が保有しており、その保管場所はほぼ金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	3	2	0	1	0	1	7
構成比	42.9%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	100.0%

(8) 出納簿の作成について

出納簿は 55 団体 (94.8%) で作成されていたが、3 団体 (5.2%) で作成されていなかった。

区分	有	無	計
団体等数	55	3	58
構成比	94.8%	5.2%	100.0%

(9) 入出金伝票の作成について

入出金伝票は 12 団体 (20.7%) で作成されており、入出金伝票の様式はないが起案決裁等により入出金を確認している団体が 37 団体 (63.8%) あり、この 2 区分が全体の 84.5% を占めている。9 団体 (15.5%) で作成されていなかった。

区分	有	無	その他※1	計
団体等数	12	9	37	58
構成比	20.7%	15.5%	63.8%	100.0%

※1 収入伝票・支出伝票の様式は無いが、起案決裁等により入出金を確認している

(10) 証拠書類の保存年限と保存根拠について

ア 保存年限

会計書類 (証拠書類) の保存年限について、保存年限を定めている団体が 52 団体 (89.7%) で、定めていない団体が 6 団体 (10.3%) あった。

区分	3年	4年	5年	10年	永年	無	計
団体等数	1	1	44	5	1	6	58
構成比	1.7%	1.7%	75.9%	8.6%	1.7%	10.3%	100.0%

イ 保存根拠

会計書類 (証拠書類) の保存根拠について、保存根拠を定めている団体が 35 団体 (60.3%) で、定めていない団体が 23 団体 (39.7%) あった。

区分	有	無	計
団体等数	35	23	58
構成比	60.3%	39.7%	100.0%

(11) 決算時等の監査について

準公金の決算時の監査について、58 団体 (100.0%) すべての団体が行われている。

区分	行われている	行われていない	計
団体等数	58	0	58
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(12) 会計報告 (収支報告) について

準公金の会計報告 (収支報告) について、行っている団体が 56 団体 (96.6%) で、不明の団体が 2 団体 (3.4%) あった。

区分	行っている	不明	計
団体等数	56	2	58
構成比	96.6%	3.4%	100.0%

第2 監査結果

1 監査の結果

監査した結果、団体等の準公金の取扱い状況や管理状況等については、おおむね適切に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、改善や検討を要する事項があり、一団体においては令和3年度から令和4年度の間、不正な入出金が行われていた。

2 指摘事項等

行政監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

事業効果の見地から事態の向上を求め望むこと。

(1) 共通事項

ア 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)～(ウ)の各団体の預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる同一のキャビネット内に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア)那覇市交通安全市民運動推進協議会（市民生活安全課）

(イ)那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会（市民スポーツ課）

(ウ)小禄学校給食センター（学校給食課）

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○市民生活安全課（那覇市交通安全市民運動推進協議会）

ア 協議会会則の規定と実態について（要望事項）

那覇市交通安全市民運動推進協議会会則の目的では、「推進協議会は、那覇市交通安全対策会議と緊密な連携のもとに、交通事故を絶滅し、市民の生命と健康を守り、安全で住みよいまちをつくるため、市民総ぐるみで交通安全運動を積極的に推進することを目的とする。」とあるが、現在、対策会議は稼働が無い状態であり、協議会会則の規定と実態が整合していない。協議会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

【経済観光部】

○商工農水課（那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会）

ア 一人の職員による預金通帳、銀行届出印の管理について（注意事項）

当該協議会の預金通帳及び銀行届出印について、同一職員の机の引き出しにおいて施錠無しで保管されていた。

これは通帳等の紛失や盗難の恐れだけでなく、預金を容易に引き出せるなどのリスクが懸念される。

預金通帳、銀行届出印の管理については、施錠のできる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けるなど、安全かつ確実な方法で行うよう努められたい。

イ 立替払について（注意事項）

当該協議会で必要な収入印紙及び切手の購入について、立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

○観光課（読売巨人軍那覇協力会）

ア 団体の事務に従事する根拠について（要望事項）

読売巨人軍那覇協力会規約の目的は、「青少年の健全育成、スポーツの振興及び経済の活性化を通して那覇市の発展を図る（略）」とされており、那覇市事務分掌規則で定める観光課の事務分掌と整合性が図れていない。

団体の事務に従事する根拠について、事務分掌と整合性を図ることが望ましい。

【福祉部】**○保護管理課、福祉政策課（那覇市退職職員等による緊急市民支援基金）****ア 現金の取扱について（注意事項）**

当該基金は、事務効率化の観点から事務室内にて、貸付金及び返済金の現金を保管している。しかしながら、那覇市退職職員等による緊急市民支援基金運営要綱において、「支援基金に属する現金は、金融機関への預金に保管しなければならない。」とされている。また、現金差引簿などが作成されておらず、現金を容易に出し入れできる状況にあることから、現金の不正使用等のリスクが懸念される。

現金の取扱いにあたっては、要綱等の整備や現金差引簿の作成など安全かつ確実な方法で現金を保管することを図られたい。

イ 収入伝票の作成について（要望事項）

当該基金への収入があった場合には、収入の担当者によって領収書が発行され、通帳へ入金されている。しかしながら、当該収入にあたっては、収入伝票の作成がなく、収入の担当者のみで事務処理を行っている。

収入にあたっては、収入伝票等の作成を行い、また、複数職員で決裁や確認をするなど適正な収入管理をされることが望ましい。

ウ 基金の収支決算書の作成について（要望事項）

当該基金は、那覇市退職者職員の寄付等により原資を調達し、緊急に必要なとしている市民へ貸付を行っている。

貸付に係る実績報告書は作成されているものの、基金全体の収支決算書については作成されていない。

基金全体の収支決算書は、基金の運営状況を把握するために大切な書類であることから、収支決算書等を作成されることが望ましい。

【都市みらい部】**○ 公園管理課（沖縄県緑化推進委員会那覇支部）****ア 募金箱の管理等について（注意事項）**

募金箱については、担当課窓口以外に、本庁舎総合案内及び売店、各支所、緑化センターの6カ所に設置しているが、施錠できない募金箱が一部設置

されている。また、口頭により募金箱の設置を依頼しており、管理方法や留意事項等が書面化されていない。

緑化推進を目的に集められた募金については、盗難や紛失等を防止するため、適切な管理等に努められたい。

イ 会計書類（証拠書類）の保存年限について（注意事項）

当該団体に関する会計書類（証拠書類）の保存については、当該団体規約では規定されておらず、担当課の判断により概ね3年保存されている。

当該団体の上部組織である公益社団法人沖縄県緑化推進委員会の定款においては、会計書類（証拠書類）に関する書類は事務所に5年間備え置きと規定されている。

会計書類の保存年限については、上部組織団体の定款を遵守されたい。

【生涯学習部】

○生涯学習課（那覇市青少年健全育成市民会議）

ア 立替払について（注意事項）

当該団体の支出について、支出額を事前に確定できない場合の物品等の購入において立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確になることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

イ 団体の職員による不正な入出金について（指摘事項）

当該団体の令和4年度総会資料の確認の際、団体の職員による預金の不正な入出金が行われていたことが事務局に関わる市職員等により確認された。

そこで確認された事実は、当該団体の会計に関する不適正な事務処理調査報告書によると、(ア)市民会議の会費受入通帳、過去の資金造成の残が入金された預金通帳から業務上必要のない現金の入出金を行っていた。(イ)令和5年3月末時点、本来、預金通帳にあるべき額に不足が生じている。(ウ)不正な資金移動を隠ぺいするため帳簿の改ざんを行っていたなどである。

また、令和3年度から令和4年度の間不正な出金合計は1,096,502円、不正な入金合計は829,420円で、差し引き267,082円の不足額があった。

その後、不足額は団体の職員により返済されている。また、団体の職員は返済後に退職している。

今回の不正な入出金が行われた要因としては、①収入伝票等が作成されていないなど適正な収入管理が行われていないこと、②入出金において、会計責任者等の預金通帳の確認の頻度が少ないこと、③預金通帳及び銀行届出印の運用管理が十分でないこと、④事務局(市職員1名、団体の職員1名)における入出金のチェック体制が十分でないことなどが考えられる。

このような不正な入出金が行われないよう事務手続きとチェック体制について検証し、再発防止策を講じられたい。

3 総括意見

本市では、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係から、24課58団体の準公金を取扱っている。今回の監査では、準公金を取扱っている課の中から、現金の保管やキャッシュカードの作成、募金箱の設置等を主な抽出条件にして10課を選定し、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

今回監査の対象となった団体等においては、業務上、準公金を取扱う必要性が確認できたが、個別の項目で指摘した意見や要望を確認するとともに、盗難や紛失、不正等のリスクを軽減するため、不適切な取扱いについては速やかに対策を講じるよう努められたい。

また、監査の対象にならなかった準公金を取り扱う団体等においても、今回の監査の着眼点や意見、要望を確認し、不適切な取扱いがあれば速やかに対策を講じるよう努められたい。

不正な処理が行われた団体については、原因を追究してチェック体制を見直すなどの再発防止策を早急に講じられたい。

最後に、準公金については地方自治法及び本市の財務会計規則等の法令の適用を受けるものではないが、市の職員が取扱う現金等として、その取扱いが適正になされるべきことは当然のことであるし、その取扱いに関し不正な事案が発生した場合は組織全体の信用失墜につながりかねないものである。よって、不正な処理が行われた団体については今後二度と同様なことが起こらないよう改善し、その他団体等についても管理及び事務のより一層の適切な執行に向けて、組織として必要な事務手続きの確認やチェック体制の強化などに努められるよう要望するものである。